

福岡市保健福祉審議会への諮問内容について

(福岡市保健福祉審議会総会 (平成 26 年度第 1 回) 資料より抜粋)

(案)

保政第 号
平成 26 年 4 月 日

福岡市保健福祉審議会
委員長 石田重森 様

福岡市長 高島 宗一郎

福岡市保健福祉総合計画の改定等について（諮問）

福岡市における保健・医療・福祉施策につきましては、平成 23 年 12 月に改定した「福岡市保健福祉総合計画」等に基づき、総合的かつ計画的に推進しています。

しかしながら、昨年、人口 150 万人を突破した福岡市におきましても少子高齢化はさらに進行しており、就業人口の割合は減少するとともに、団塊の世代が 75 歳を迎える平成 37 年には、約四人に一人が高齢者となることが見込まれています。

今後、高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての市民が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができる、健康福祉のまちづくりを実現するためには、こうした社会情勢の変化に的確に対応していくことが、より一層重要となってまいります。

そこで、現在の「保健福祉総合計画」、「福岡市高齢者保健福祉計画」、「福岡市障がい保健福祉計画」を再構築し、より市民生活に即した施策を検討することといたしました。各分野別の実施計画と総合計画を一体的に策定することにより、保健・医療・福祉に関する保健福祉施策を、これまで以上に充実したものとなるよう総合的に検討し、併せて、今後、本市が目指すべき施策の基本的な方向性を明らかにし、市民と共に健康福祉のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

つきましては、

- 1 「福岡市保健福祉総合計画」（平成 28 年度～平成 32 年度）の改定について
- 2 「第 6 期福岡市介護保険事業計画」（平成 27 年度～平成 29 年度）の策定について
- 3 「第 4 期福岡市障がい福祉計画」（平成 27 年度～平成 29 年度）の策定について

以上、総合計画の改定及び二つの実施計画の策定について貴審議会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

めざす姿

■基本理念

市民が自立し、かつ相互に連携して支え合うという精神のもとに、高齢者や障がいのある人をはじめすべての市民が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるハード・ソフト両面に調和のとれた健康福祉のまちづくり

将来予測

■全国を下回る出生率（実績値）

		H12(2000)	H17(2005)	H22(2010)
合計特殊出生率	国	1.36	1.26	1.39
	福岡市	1.17	1.08	1.25
出生数(福岡市)		13,133人	12,477人	14,483人

■生産年齢人口（労働力人口）の減少

年齢階層構成比較	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)
0歳～14歳	13.2%	13.0%	12.6%
15歳～64歳	65.7%	63.5%	62.5%
65歳以上	21.1%	23.4%	24.8%

■これまでに経験のない「超高齢社会（※）」の到来

	H25(2013)	H32(2020)	H37(2025)
福岡市の人口	150万人	157万人	159万人
高齢者人口 (うち75歳以上)	28万人 (13万人)	37万人 (18万人)	40万人 (23万人)
高齢化率	18.8%	23.4%	24.8%
要介護者数	5.3万人	7.9万人	10万人
高齢者単身世帯数	6万世帯	10万世帯	12万世帯
認知症高齢者数	3.0万人	4.6万人	5.6万人

※超高齢社会とは
人口に占める65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)が21%を超える社会

■高齢化に伴う身体障がい者数の増加、精神障がい者や知的障がい者数の大きな伸び

	H14(2002)	H19(2007)	H24(2012)
身体障害者手帳	37,409人	45,894人	51,323人
精神障害者保健福祉手帳	2,787人	5,615人	9,264人
療育手帳	5,683人	7,336人	9,163人
合計	45,879人	58,845人	69,750人

問題意識

■山積する課題

- 日常生活で支援が必要な高齢者の増加
(社会的孤立, 買い物弱者, 交通弱者等)
- 支援が必要な高齢者を支える人材の不足
(介護人材, ボランティア等)
- 高齢者数の増加とともに増大する医療費・介護費

- 増加が見込まれる重度の在宅障がい者に対する支援
- 障がい者の就労や社会参加に対する支援
- 障がいを理由とする差別や権利侵害

審議の方向性

■将来を見据えて10年後に実現する「あるべき姿」達成のために

- 施設から在宅へ
 - ・在宅生活を支援する, 医療や介護等が連携する仕組みづくり
(地域包括ケアシステムの構築と推進)
 - ・生活支援体制の構築(孤立死対策, 買い物弱者対策)
 - ・地域における「見守り」の推進
- 人材の確保

- 地域生活支援の充実
 - ・地域社会で安心して暮らせるために, 障がいの特性を踏まえた支援体制の構築
- 障がい者の就労支援, 社会参加の支援
- 相談支援・権利擁護の充実

計画の審議体制及び審議の流れ

(1) 福岡市保健福祉総合計画の改定に当たっての「福岡市保健福祉審議会」の役割

- 現在の福岡市保健福祉総合計画（計画期間：平成23年度～27年度）を改定するため、平成27年度末までに計画案を取りまとめて市長へ答申する。
 ※次期保健福祉総合計画は、市町村地域福祉計画のほか、市町村老人福祉計画及び市町村障害者計画を一体化した計画とする。
 ・「高齢者や障がいのある人をはじめすべての市民が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるハード・ソフト両面に調和のとれた健康福祉のまち」の実現をめざし、従来、別々に策定していた福岡市保健福祉総合計画、福岡市高齢者保健福祉計画、福岡市障がい保健福祉計画の構成を見直す。
- 総合計画の高齢者施策は地域保健福祉専門分科会と高齢者保健福祉専門分科会の合同分科会で、障がい者施策は障がい者保健福祉専門分科会で、それぞれ議論する。
- 審議会の正副委員長及び3分科会の正副分科会長で組織する、各分科会での審議経過等に関する連絡調整を行う「調整会議」を設ける。

(2) 介護保険等サービス量を決定するための法定計画については、従来どおり、各専門分科会で審議

- 高齢者保健福祉専門分科会
 ・第6期福岡市介護保険事業計画（計画期間：平成27年度～29年度）を策定するため、平成26年度末までに計画案を取りまとめて市長へ答申する。
- 障がい者保健福祉専門分科会
 ・第4期福岡市障がい福祉計画（計画期間：平成27年度～29年度）を策定するため、平成26年度末までに計画案を取りまとめて市長へ答申する。

			平成25年度 ～3月	平成26年度												平成27年度												平成28年度 4月～		
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
福岡市保健福祉審議会				諮問													委員改選													
計画の名称	計画の性格と記載事項等	審議体制(検討する分科会)																												
福岡市保健福祉総合計画 (計画期間：H28～32)	<ul style="list-style-type: none"> ■福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本となる計画 ■市町村地域福祉計画 地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画 ■市町村老人福祉計画 老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画 ■市町村障害者計画 市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域保健福祉専門分科会及び高齢者保健福祉専門分科会の合同分科会 ○障がい者保健福祉専門分科会 																												
第6期福岡市介護保険事業計画 (計画期間：H27～29)	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村介護保険事業計画 保険給付の円滑な実施のために、3年間を1期として策定する計画 ○日常生活圏域の設定 ○各年度における種類ごとの介護サービスの量の見込み ○各年度における必要定員総数 ○各年度における地域支援事業の量の見込み 	○高齢者保健福祉専門分科会																												
第4期福岡市障がい福祉計画 (計画期間：H27～29)	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村障害福祉計画 障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するため、3年間を1期として策定する計画 ○各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込み ○障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 ○地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 	○障がい者保健福祉専門分科会																												
<small>※健康増進法に基づく市町村健康増進計画は、平成25年度に策定済み。(健康日本21福岡市計画【計画期間：平成25年度～32年度】)</small>																														

■福岡市保健福祉総合計画改定のための保健福祉審議会等スケジュール

- ①地域保健福祉専門分科会及び高齢者保健福祉専門分科会の合同分科会を開催する。
- ②正副委員長及び各分科会の正副会長で構成する調整会議を設置し、分科会間の連絡調整を図る。

機関		福岡市			
年度		保健福祉審議会(総会)	地域保健福祉専門分科会・高齢者保健福祉専門分科会 【①合同分科会の開催】	障がい者保健福祉専門分科会	
26 年度	4月	・ 諮問			<ul style="list-style-type: none"> ・ 意識調査の実施 ・ 将来のあるべき姿の検討 →総論に関する事務局案作成
			②調整会議の設置【※各分科会での審議経過等に関する連絡調整】 ※地域福祉計画、老人福祉計画部分【合同分科会の開催】 ・ 合同分科会① } 総論(あるべき姿, 将来的に必要となる施策の方向性等)について ・ 合同分科会② } ※市町村障害者計画部分 ・ 分科会① } 総論(あるべき姿, 将来的に必要となる施策の方向性等)について ・ 分科会② }		← 提案
	3月	・ 正副委員長の互選 ・ 各分科会委員の指名	・ 委員改選(任期: H27. 3. 1~H30. 2. 28)		
27 年度			※地域福祉計画、老人福祉計画部分【合同分科会の開催】 ・ 合同分科会① } ・ 合同分科会② } 各論について ・ 合同分科会③ } ・ 合同分科会④ } パブリック・コメント案のとりまとめ	※市町村障害者計画部分 ・ 分科会① } ・ 分科会② } 各論について ・ 分科会③ } ・ 分科会④ } パブリック・コメント案のとりまとめ	
		・ パブリック・コメント実施	・ 合同分科会⑤ パブリック・コメント意見等を反映した答申案	・ 分科会⑤ パブリック・コメント意見等を反映した答申案	
		・ 答申案策定			
		・ 市長への答申			

(1) 現行計画の構成

福岡市保健福祉総合計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）

- ①根拠法：福祉のまちづくり条例に規定する「福祉のまちづくりに関する基本となる計画」
- ②性格：保健福祉分野の各計画を横断的につなぐ基本の理念と方向性を明らかにするマスタープラン

福岡市地域福祉計画

- ①根拠法：社会福祉法に規定する「市町村地域福祉計画」
- ②性格：地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画

福岡市高齢者保健福祉計画（計画期間：平成24年度～平成26年度）

福岡市老人福祉計画

- ①根拠法：老人福祉法に規定する「市町村老人福祉計画」
 - ②性格：老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画
- ※次期計画策定までの間は、現行計画を延長

第5期福岡市介護保険事業計画

- ①根拠法：介護保険法に規定する「介護保険事業計画」
- ②性格：3年を一期とする市が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画

福岡市障がい保健福祉計画（計画期間：平成24年度～平成26年度）

福岡市障がい者計画

- ①根拠法：障害者基本法に規定する「市町村障害者計画」
 - ②性格：市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画
- ※次期計画策定までの間は、現行計画を延長

第3期福岡市障がい福祉計画

- ①根拠法：障害者総合支援法に規定する「市町村障害福祉計画」
- ②性格：障害福祉サービスの提供体制の確保その他の業務の円滑な実施に関する計画

(2) 次期計画の構成

福岡市保健福祉総合計画（計画期間：平成28年度～32年度）

総論

各論

福岡市地域福祉計画

福岡市老人福祉計画

福岡市障がい者計画

複数の分野別計画を一体化

第6期福岡市介護保険事業計画
（計画期間：平成27年度～29年度）

第4期福岡市障がい福祉計画
（計画期間：平成27年度～29年度）

3年毎に見直し